

令和2年度 第1回

立川市学校給食運営審議会会議録

令和2年10月30日

立川市学校給食運営審議会

令和2年度 第1回 立川市学校給食運営審議会

日 時：令和2年10月30日（金）15：00～

会 場：立川市学校給食共同調理場研修会議室

会議次第

1 開会

- (1) 委嘱状交付
- (2) あいさつ（教育部長）

2 議題

- (1) 小学校給食費の徴収方法の変更について（諮問）

3 報告

- (1) 平成31年度学校給食費決算について
- (2) 新学校給食共同調理場整備運営事業の進捗状況について

4 その他

5 閉会

6 配布資料等

- (1) 委員名簿
- (2) 諮問文（写）
- (3) 小学校給食費の徴収方法の変更について(3-1～3-4)
- (4) 平成31年度学校給食費決算報告書
（単独調理校・共同調理場校・中学校）
別紙 過去の給食費返還について（概要）
- (5) 新学校給食共同調理場に係る全体スケジュール
- (6) 立川市学校給食の概要～令和2年度版～（冊子）
- (7) 小学校給食 献立表及び給食だより（共同調理場）
中学校給食 献立表及び給食だより
- (8) 平成31年度立川市小・中学校における
食教育支援指導実施状況及び実施結果（冊子）

※追加資料

答申案に係るご意見等の提出について

○事務局（南学校給食課長）

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日、進行役を務めさせていただきます学校給食課長の南と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会につきましては、立川市学校給食運営審議会条例に基づきまして、定員18名のうち過半数の10名以上の出席で成立となります。本日15名の方にご出席いただいておりますので、本審議会は成立いたしました。また、本審議会の発言内容につきましては、記録し、公開いたしますので、ご了承ください。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。次第の1番、教育部長より委嘱状をお渡しいたします。

前回ご欠席により委嘱状をお渡し出来なかった方と関係行政機関の人事異動により新たに委員になられた方へ委嘱状をお渡しいたします。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。教育部長より委嘱状をお渡しますので、名前を呼ばれたらご起立願います。

委嘱状交付

新任委員自己紹介、各委員挨拶

参考:資料1 委員名簿

○事務局（南学校給食課長）

それでは開会に先立ちまして、教育部長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（大野教育部長）

皆さま、こんにちは。本日はお忙しい中、また、新型コロナウイルスで外出に注意を払わなければならない中、ご出席していただきまして、まことにありがとうございます。また、日頃より、当市の学校給食運営にご理解とご協力を賜り、感謝を申し上げます。

本日は、来年度以降の学校給食費について諮問をした後に、ご審議をしていただく予定となっております。給食費につきましては、法律に基づき、食材料費は保護者の皆様方の負担とさせていただいております。現在の徴収方法は、食材購入費の年額を夏期休業中の8月を除く11か月分で等分し、定額で徴収しているところでございます。しかし、今年度は新型コロナウイルスの影響で4月と5月は給食が実施されなかったことと、それに伴い給食費の徴収もなかったために、定額で徴収しますと、年度末の給食費が賄えないという状況がございます。そのために、現在は緊急避難的に月の給食回数に応じて変動するような形で徴収いたしております。この方式では月ごとに金額の変動はいたしますが、内訳がわかりやすいということがございます。また月の途中で休校等の変更が生じた場合も計算が容易になるという利

点がございます。そのようなわけで、私共としては来年度以降も同様の方式で給食費の徴収方法の変更をいたしたいと考えております。そのため、ご審議をよろしくお願いいたします。

また、本日はこれ以外にも何点か報告がございます。その1つとして、数年来の懸案事項となっております新共同調理場の整備運営事業につきまして、現共同調理場東側の国有地の購入の目途が立ち、今月から事業者の募集を行っております。供用開始の時期につきましては、令和5年の2学期を予定し、中学校給食の完全実施と小学校の単独調理校について、移行するという事となっております。学校給食の運営について審議いただく当審議会におかれましても、開催の都度、進捗状況について報告をさせていただきます。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（南学校給食課長）

これより令和2年度第1回立川市学校給食運営審議会を開会いたします。

まず始めに資料の説明をいたします。お手元にお配りした次第の下欄に「資料一覧」がございますので、こちらをご覧ください。（資料確認）

資料につきましては、事前にお送りしているものと本日お配りしているものがございます。みなさま資料はすべてお揃いでしょうか？また、諮問文の写しを本日お配りしております。

配付した資料について確認

それでは、これより議事進行につきましては、会長へお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、次第に沿って進めてまいります。

次第の2、「議題」として、諮問事項「小学校給食費の徴収方法の変更について」につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（南学校給食課長）

それでは、お手元の諮問文をご覧ください。「小学校給食費の徴収方法の変更について」教育部長より本審議会へ諮問させていただきます。

○事務局（大野教育部長）

【諮問】 小学校給食費の徴収方法の変更について

【趣旨】 令和2年度の小学校給食費の徴収につきましては、従前どおり月額徴収の方法により実施する予定でした。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る臨時休業措置により、4月から給食提供が停止となり、給食提供開始が6月

15日となったため、6月以降の給食費を月額徴収した場合には一食単価を確保できないことが判明しました。

給食費の徴収方法の変更は、事前に当審議会に諮り答申をいただいた上で決定することが望ましいと考えていますが、新型コロナウイルスの感染状況により当審議会を開催することができなかつたため、緊急避難的に当面の措置として日割り（一食単価）による徴収を現在行っています。

日割り徴収については、月毎に給食費が変動することとなりますが、喫食数に応じた給食費の徴収が可能で、月額徴収に比べ公平・公正な給食費の取り扱いが行えるようになります。

つきましては、小学校給食費の徴収について、日割り徴収への制度変更についてご審議いただきたく諮問いたします。

○会長

それでは、「小学校給食費の徴収方法の変更」につきまして、審議を進めたいと思います。諮問内容につきましては、本審議会での審議・答申に基づき決定した内容を保護者の方へ丁寧に周知する必要があるため、本日の審議で決定したいと考えております。本日の審議終了後、速やかに答申案の作成に入ることになります。まずは、事務局より諮問内容の詳しいご説明をお願いします。

○事務局（南学校給食課長）

それでは諮問内容の詳細な説明をさせていただきます。

※資料に沿って説明（以下 資料 3-1 から 3-4 の内容を記載）

○令和2年度の給食費徴収対応について

1 令和2年度の給食実施回数

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症予防のための臨時休業により、給食の提供開始が6月15日となりました。また、夏季休業の短縮により7月末と8月末においても給食を提供することとなり、令和2年度の給食実施回数は、165回程度と見込まれます（下表参照）。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食実施回数	12	20	6	20	21	19	18	14	18	17	165

※各校において給食実施日を決めているため、本表と一致しない学校もある。

2 令和2年度に月額（定額）徴収した場合の年間給食費と1食単価

従来、給食費の月額（定額）徴収においては、8月を除く11ヶ月分を口座引き落としで徴収しています。従来の方で令和2年度も給食費の徴収を行った場合の年間給食費及び実施回数で割り戻した1食単価が以下の表になります（単独校、調理場校の低学年を例示）。

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (年間給食費)	合計/165 割り戻し単価	【参考】 1食単価
単独校 (低学年)	4,413	4,413	0	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	39,717	241	248
共同調理場校 (低学年)	4,310	4,310	0	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	38,790	235	243

上記の表のとおり、従来の月額(定額)徴収を行った場合に年間給食費を実施回数で割り戻すと、従来の1食単価を下回ってしまいます。この要因は、月額(定額)は年間195回の給食実施を前提としており、給食実施の多い月、少ない月に関わらず定額を徴収し、年間を通して平準化していることによるものに加え、令和2年度においては通常ほとんど給食を実施していない7月末と8月末においても給食を実施したことがあげられます。

3 令和2年度の対応について

上記2のとおり、従来の月額(定額)徴収を行うと1食単価を割り込むこと(=給食水準の低下)のリスクがあり、徴収方法等について検討を行った結果、令和2年度においては、従来の月額ではなく、1食単価をベースとして喫食した分の給食費を保護者に負担していただく徴収方法としました(下表参照)。なお、学校行事や病気等以外の個人的理由による給食費の減額は、要綱に基づき原則行っていません。

【単独校、低学年のケース】

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1食単価×実施予定回数	2,976	4,960	1,488	4,960	5,208	4,712	4,464	3,472	4,464	4,216	40,920
1食単価	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	
実施予定回数	12	20	6	20	21	19	18	14	18	17	165
引落金額	0	※ 7,936	0	※ 6,448	5,208	4,712	4,464	3,472	※ 8,680	0	40,920
【参考】定額(単:低)	4,413	4,413	0	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	39,717

※引落金額については、6月分と7月分を合算し7月に、8月分を9月分と合算し9月に、3月分を2月分と合算し2月に引き落とす。

また、各校において実施回数や引落月が異なる場合がある。

○令和3年度以降の給食費徴収方法について

1 令和3年度以降の徴収方法について(案)

令和2年3月は小学校一斉臨時休業のため、給食提供はありませんでしたが、3月分の給食費の全額返金ではなく、「月額-(給食を食べなかった日数×1食単価)」分の一部返金となりました。これは、従来の月額(定額)は、給食実施回数の多い月、少ない月に関わらず、年間195回の実施を前提として平準化しているため、給食費取扱要綱に基づく適正な処理ではありますが、保護者からするとわかりづらい面があります。また従来の月額(定額)徴収においては、年度の途中での転入・転出があった場合に不均衡が生じる可能性があります。

これらの現状を鑑み、「喫食分の給食費を負担する」という実態に即した取り扱いにすることにより、保護者にわかりやすく、また、より透明性・公平性の担保が見込める「1食単価×給食実施回数」による徴収方法を令和3年度以降も継続したいと考えております。なお、行

事や欠席により給食を食べなかった場合は、給食費取扱要綱に基づき、給食費を返金します。要綱によらない個人的な理由によって給食を食べなかった場合には、原則給食費の返金はいりません。

(1) 具体的な徴収方法について

各学校の給食実施予定カレンダーに基づき、月額（1食単価×給食実施回数）を設定し、毎月金融機関へ口座振替依頼を行う。4月分は5月分、8月分は7月分、3月分は2月分とあわせて口座振替を行う（下表参照）。行事等により給食を食べなかった場合は、当該給食費を返金する。

「1食単価×給食実施回数」による給食費徴収方法(案)

	1学期				2学期					3学期			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①給食実施（積算）回数	14	18	21	14	2	20	21	19	18	14	17	17	195

区分	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計/195 割り戻し単価
単 独 調 理 校	旧月額 (4,413円/月)	4,413	4,413	4,413	4,413	0	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	48,543	248.94
	新月額（案） ①×1食単価（248円）	3,472	4,464	5,208	3,472	496	4,960	5,208	4,712	4,464	3,472	4,216	4,216	48,360	248.00
	口座引落額	0	※ 7,936	5,208	※ 3,968	0	4,960	5,208	4,712	4,464	3,472	※ 8,432	0	48,360	248.00

※4月分は5月分、8月分は7月分、3月分は2月分とあわせて口座引落

○給食費の減額算定について

1 給食費の減額算定について

「立川市小学校給食費取扱要綱」より、学級閉鎖や臨時休業、病気、事故等のため給食を食べなかった場合は、要綱に基づき、給食費を減額します。

給食の停止（＝減額算定の開始日）は、給食提供停止の連絡が午前9:40までに学校給食課にあった場合は、当該連絡のあった日の翌々日からが対象となります（イメージ図参照）。

【イメージ図】 9/1の9:40前に学級閉鎖が決定、9/2～4まで学級閉鎖

	9月1日 月	9月2日 火	9月3日 水	9月4日 木
学校	学級閉鎖決定	→		
給食費	保護者負担	保護者負担	なし	なし
給食提供	○	×	×	×



9月2日は学級閉鎖のため給食提供をしてないが、給食費は保護者負担となる。

この取り扱いは、給食用食材料はすでに発注しているため、学校給食の安定的な運営のため、保護者の方には給食費(=食材料費)を負担いただくこととなります。

○【参考】事務局案と従来月額(定額)の給食費比較

1 給食費月額と1食単価

		低学年 (1・2年生)	中学年 (3・4年生)	高学年 (5・6年生)
単独校	月額	4,413	4,670	4,926
	1食単価	248	263	277
共同調理場校	月額	4,310	4,567	4,824
	1食単価	243	257	272

2 令和3年度の給食費(事務局案と従来月額(定額)の給食費比較)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食実施回数	14	18	19	18	3	20	20	19	18	14	17	15	195

※各校において給食実施日を決めているため、本表と一致しない学校もある。

区分	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計/195 割り戻し単価
単独調理校	低学年 月額 (4,413円)	4,413	4,413	4,413	4,413	0	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	4,413	48,543	248.94
	1食単価(248) ×実施回数	3,472	4,464	4,712	4,464	744	4,960	4,960	4,712	4,464	3,472	4,216	3,720	48,360	248.00
	中学年 月額 (4,670円)	4,670	4,670	4,670	4,670	0	4,670	4,670	4,670	4,670	4,670	4,670	4,670	51,370	263.44
	1食単価(263) ×実施回数	3,682	4,734	4,997	4,734	789	5,260	5,260	4,997	4,734	3,682	4,471	3,945	51,285	263.00
	高学年 月額 (4,926円)	4,926	4,926	4,926	4,926	0	4,926	4,926	4,926	4,926	4,926	4,926	4,926	54,186	277.88
	1食単価(277) ×実施回数	3,878	4,986	5,263	4,986	831	5,540	5,540	5,263	4,986	3,878	4,709	4,155	54,015	277.00

共同調理場校	低学年 月額 (4,310円)	4,310	4,310	4,310	4,310	0	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310	47,410	243.13
	1食単価(243) ×実施回数	3,402	4,374	4,617	4,374	729	4,860	4,860	4,617	4,374	3,402	4,131	3,645	47,385	243.00
	中学年 月額 (4,567円)	4,567	4,567	4,567	4,567	0	4,567	4,567	4,567	4,567	4,567	4,567	4,567	50,237	257.63
	1食単価(257) ×実施回数	3,598	4,626	4,883	4,626	771	5,140	5,140	4,883	4,626	3,598	4,369	3,855	50,115	257.00
	高学年 月額 (4,824円)	4,824	4,824	4,824	4,824	0	4,824	4,824	4,824	4,824	4,824	4,824	4,824	53,064	272.12
	1食単価(272) ×実施回数	3,808	4,896	5,168	4,896	816	5,440	5,440	5,168	4,896	3,808	4,624	4,080	53,040	272.00

※実際の引き落とし金額は、4月分は5月分と、8月分は7月分と、3月分は2月分と合算する。

○会長

ただいまの令和3年度以降の給食費の徴収方法を変更するという諮問内容のご説明がございました。これにつきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。今年度は急遽、新型コロナの影響で、今までの徴収方法を変更されており、それをそのまま、次年度以降も同様の方式で継続したいという内容になっております。いかがでしょうか？

○会長

わかりにくい点があるかと思えますし、すでに実施されていることですので、ご意見等が出しにくいことがあるかも知れません。

これまでの定額方式との相違点は、引落される費用が毎月、変更されてしまうため、各保護者の家計の予定等で微妙に影響が起こりうる可能性はありますが、明確な給食分の回数での徴収のため、保護者の皆様の理解が得やすいように思います。

○委員Aほか多数

はい

○事務局（南学校給食課長）

よろしいでしょうか？今までは保護者の方に理解しづらいしより面もありました。特に先ほど説明させていただいたとおり、転入や転出については明確になるのではないかと考えております。

今後は本日のご審議を踏まえまして、保護者の方々には「このように変わって、給食費の仕組みがよりわかりやすくなる」ということを周知していく予定としておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○会長

先生方、学校の方では保護者の方に説明等でご心配な点はございますか？

○委員C

いや、特にはないです。新しいやり方の給食費がわかりやすいと思っています。

○会長

そうですか、それでは他にご意見もないようですし、受け入れていただけたというご意見の方がハッキリとしているように思えますので、これで事務局の提案する給食費の徴収方法への変更することよろしいでしょうか？

○全員

異議なし。

○会長

では、本日の審議内容を踏まえて、事務局提案をまとめる形で、この後の最終的な答申文などを作らなければいけません。それについてはわたくし会長の方に一任いただくことでよろしいでしょうか？

○全員

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、今後のスケジュールについて事務局よりお願いします。

○事務局（名越管理係長）

事務局より、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。ただ今、以後のことは会長に一任する旨をいただきましたので、本日の審議内容を踏まえまして、速やかに答申案の作成に取り掛かります。最終的にまとめた答申文を、後日に郵送させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

郵送された答申案につきまして、ご意見をいただく方法につきましては、本日、お手元に配付しております資料に基づき説明させていただきます。お手元の「答申案に係るご意見等の提出について」という資料をご覧ください。ご意見の頂き方は、3つの方法がございます。①メール、②FAX、③郵送という方法がございます。ただ、できれば①か②の方法でご提出をお願いできればと考えております。①を選択していただく方は、用紙にメールアドレスをご記入後に提出いただければ、後日に案内を送らせていただきます。③を選択していただく方には後に郵送用の封筒をお渡しいたします。

ご意見をいただく際は、書式はいずれも任意で構いませんので、よろしく願いいたします。

最終的にみなさまのご意見をまとめた後に本答申を作成し、それを教育委員会で受理し、最終的に決定する予定となっております。説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それでは、答申案がまとまりましたらご意見を伺いますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に次第の3、報告を事務局よりお願いします。

○事務局（南学校給食課長）

それでは、報告させていただきます。はじめに（1）平成31年度学校給食費決算につきまして管理係長の名越よりご説明いたします。資料4をご覧ください。

○事務局（名越管理係長）

それでは、決算の報告をさせていただきます。始めに用語の説明をさせていただきます。（以下1～4が用語）

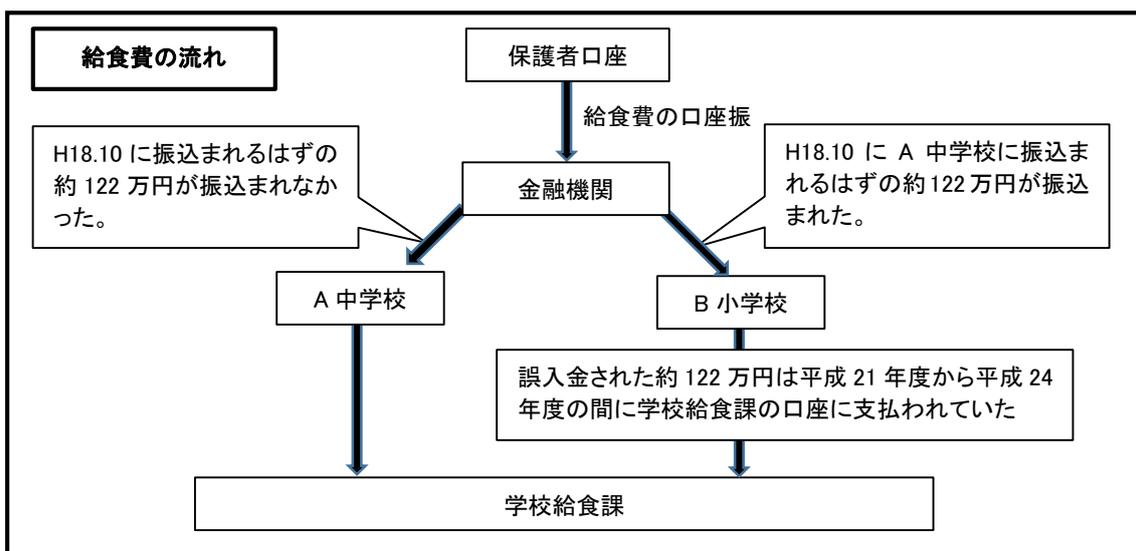
1. 「調定額」…収入として入金されるべき金額
2. 「収入済額」…実際に入金された金額
3. 「不納欠損額」…催告等を行っても入金されず、2年間が経過してしまい、消滅時効を経過して欠損してしまった金額
4. 「収入未済額」…徴収すべき金額のうち、徴収ができていない金額、2年の消滅時効は迎えていない

それでは、単独調理校の決算報告書になります。報告書の備考欄に収納率が記載されております。単独調理校につきましては第一小学校から第八小学校までの合計金額となっております。単独調理校の給食費の収納率は99.9%となっております。内訳につきましては現年度給食費は99.99%、それに対しまして過年度給食費（前年度以前に未収になっている金額のうち平成31年度に入金された給食費）は1.5%となっております。これらを合計いたしまして99.9%という収納率となっております。繰越金につきましては、1,481,591円となっております。

続きまして、共同調理場校の決算報告書になります。共同調理場校の給食費の収納率は平成31年度全体で、99.2%です。内訳につきましては現年度給食費は99.7%、それに対しまして過年度給食費は44.4%となっております。これらを合計しまして99.2%という収納率となっております。繰越金につきましては、2,848,298円となっております。支出の部においては、学校給食会や一般業者へ支払った代金をパンや飲用牛乳等の項目ごとにまとめております。その中で、過去の給食費返還という項目がございます。こちらについては、過去の小学校における給食費会計処理において生じた誤りを是正したものとなります。資料4別紙にてご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

資料4別紙「過去の給食費返還について（概要）」となります。本件の概要は、資料にも記載があるとおり、平成29年11月にA中学校において保護者から徴収した給食費口座の残高不足していることがわかりました。その後の調査の結果、令和元年10月に中学校7校において保護者へ未返却となっている給食費（以下「余剰金」）があることが判明しました。その後の令和元年11月に、平成18年10月に金融機関の処理誤りによりA中学校の保護者口座から引落した給食費1,224,300円がB小学校に入金され、その全額が口座に残っていないことが判明しました。また、中学校8校に合計455,547円の余剰金があることが判明しました。

本件の概要は以上となりますが、もう少しわかりやすい説明として、裏面の図となります。（以下）



このように金融機関の誤りに端を発しまして、事務の誤りも見つかりました。その事務の誤りの原因を公認会計士に依頼して調査を行いました。しかし、発生から 5 年以上を経過しているため、資料も処分されてしまっているものもあり、該当者や返金対象者を特定できませんでしたが、弁護士、公認会計士の検証の結果、私的流用はなく、B 小学校の給食費の未収金に充てられ、学校給食課へ振り込まれていたとの確認はできました。

なぜこのようなことが発生してしまったかという点、資料にもあるとおり、4 つの原因がありました。

- ①当該校において年度ごとの決算及び監査が実施されていなかったこと
- ②会計処理手順が職員間で統一されていなかったこと
- ③未収金・返金等への対応が不適切であったこと
- ④組織的な会計チェックができていなかったこと

これらの是正処理にあたり、弁護士、公認会計士と会計処理について協議し、以下のような会計処理をすることとしました。

①小学校の不足金 (1, 224, 300 円)

・過去の事務処理の是正

→B 小学校から A 中学校に 1, 224, 300 円を戻した。

→B 小学校から学校給食課に支出した 1, 224, 300 円を B 小学校に戻した。

→学校給食課は、B 小学校に戻した 1, 224, 300 円を未収金として処理した。

(平成 31 年度決算である今回の報告に反映)

②中学校の余剰金 (455, 547 円)

返金する保護者の方が特定できないため、学校給食課が管理する給食費会計へ 455, 547 円を充当する。(令和 2 年度決算に反映)

最後に再発防止策として、5 点ほどまとめました。

- ①「立川市立小学校給食費取扱要綱」及び「立川市立中学校給食費等取扱要綱」の改正 (決算及び監査の項目を追加)
- ②事務処理マニュアル改訂

③要綱及び事務処理マニュアルに基づく事務処理を行うよう、校長、副校長、学校事務室職員へ指導・徹底

④インターネットバンキングを全小・中学校に導入（令和3年度予定）

⑤給食費公会計化の導入に向けた検討

以上が過去の給食費返還についての説明になりますが、2度とこのような事案が起きることのないよう対応させていただいております。

では、決算報告に戻らせていただきます。続きまして中学校給食費の決算の報告になります。まず、併用給食費会計とミルク給食負担金会計と書かれている資料をご覧ください。中学校の給食はランチ給食とミルク給食に分かれておりまして、このページはランチ給食の決算報告になっております。収納率につきましては記載しておりませんが、中学校給食はプリペイドカード方式であるため、前払いなので収納率は100%となります。繰越金につきましては、572,966円となっております。

最後のページは中学校のミルク給食費の決算報告書になっております。収納率は100%、繰越金につきましては32,845円となっております。

全体的なことですが学校給食費は全て食材料費として賄われており、調理委託費等の人件費等は含まれません。

決算監査につきましては、単独調理校は学校ごとに行われておりまして、6月～10月に実施しております。共同調理場校と中学校は、今月（10月）、その年度の担当校の校長1名と保護者2名の計3名でそれぞれ実施しております。今年度につきましては、共同調理場校につきましては幸小学校、中学校につきましては立川第七中学校に監査をお願いしました。また、今年度より、学校ごとに監査を行っております。報告は以上になります。

○事務局（南学校給食課長）

補足をさせていただきます。過去の給食費の返還について説明させていただきましたが、どのようなことだろうか？と皆様も疑問を持たれていることと思います。こちらにつきましては、今年の3月、つまり昨年度の3月議会にて経過を含めて報告をさせていただくとともに、教育長名で保護者の皆様にも周知をさせていただきました。また、マスコミにつきましても、取材という形式で対応をいたしました。その後、新聞にも3月5日（木）と3月7日（土）に記事が掲載されました。

給食費の調査につきましては、期間は8か月程度かかりまして、事案発生当時の校長をはじめ、関係者にヒアリングも2回ほど行いましたが、発生した時期から時間かなり経っていることもあったため、原因の特定には至りませんでした。その後は弁護士、公認会計士の方と相談しながら、是正処理を行い、ここで決算監査に併せて報告させていただきました。今後2度とこのようなことがないように、共同調理場校、中学校の決算監査を各学校でも実施することにしました。また、この先給食費の公会計化により、行政が責任を持って会計事務を行うこととし、再発防止策として公会計化導入の検討を進めております。給食費会計の公平性・透明性を高めていくよう徹底してまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、平成 31 年度学校給食費決算について、ご質問はございますか？

また、過去の給食費の返還については、社会的にも説明を行ったという報告でしたが、こちらにつきましても、ご質問はございますか？

(質問なし)

○会長

それでは、次に新学校給食共同調理場整備運営事業の進捗状況について、ご報告をお願いします。

○事務局（南学校給食課長）

はい。報告の(2) 新学校給食共同調理場整備運営事業の進捗状況について、担当主査の黒島より説明いたします。資料の 5 をご覧ください。

○事務局（黒島主査）

それでは、新学校給食共同調理場整備運営事業の進捗状況についてご説明します。現在までの経緯と今後のスケジュールにつきましては、資料 5 に記載しております。

令和 5 年度 2 学期からの供用開始を目指しまして、令和元年 11 月に新学校給食共同調理場整備基本計画を策定し、今年 2 月の本審議会にてご報告させていただきました。また、同計画に基づき本年 7 月 15 日に事業者の募集・選定等に関する方向性を示した「実施方針」を公表し、8 月 21 日には、PFI 手法(民間の資金とノウハウを活用する方法)で事業を進めるための手続きとして「特定事業の選定」を公表しました。

また、その間に学識経験者 3 名と市職員 2 名で構成する「立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会」を本年 7 月に発足させ、事業者選定基準の審議を行いました。

建設用地の取得については、財務省から、立川市に学校給食共同調理場敷地として減額売払いすることを決定する旨の通知を 9 月 29 日に受領しました。

また、本事業を周知するために、本年 8 月 30 日(日)、9 月 2 日(水)に市民説明会を開催し、合計で 50 名の参加がございました。当日の質疑応答やアンケートでは、中学校給食の早期完全実施、単独調理校の存続要望、市民への更なる周知・意見聴取などのご意見がありました。

10 月 7 日には、新学校給食共同調理場整備運営事業の入札公告を行い、正式に事業者の募集を開始しました。今後、令和 3 年 3 月に落札事業者を決定し、同年 6 月議会で契約議案のご審議をお願いする予定としております。

なお、配送対象校になる小・中 17 校の施設改修については、現在設計を進めており、令和 3 年度以降、設計が完了した学校から順次工事を実施していく予定です。

簡単になりますが説明は以上です。

○会長

ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

(質問なし)

○会長

予定通りに進んでいるということによろしいですか？

○事務局（南学校給食課長）

はい

○会長

みなさまもご質問はよろしいですか？

○委員Aほか多数

はい

○会長

それでは、議題4のその他につきまして、事務局よりお願いします。

事務局（名越管理係長）より事務連絡

○事務局（南学校給食課長）

追加のご連絡として、今回の審議内容につきまして、今後のスケジュールをお伝えいたします。答申案につきましては、11月6日(金)までに委員の皆様へ送付させていただきます。その答申案にご意見等がございましたら、11月13日(金)までに、事務局までお願いします。いただいたご意見をまとめた後に、教育委員会に答申を提出し、その後は教育委員会で決定するというスケジュールになります。

11月13日(金)までにご意見等がございましたら、よろしくをお願いします。

○会長

それでは、審議事項と報告事項については以上となります。何かご意見やご質問はございますか？

(質問等なし)

○会長

このコロナ禍で学校での給食時間の過ごし方について、以前とは変わってしまったのではないかと思います。食べるところが感染源になるということで、苦勞されながら実

施している中で、ご家庭のご理解やご協力もいただくことが多くなりますので、よろしくお願いいたします。それでは、最後に副会長様からご挨拶をお願いします。

○副会長

まずは子供たちが安心・安全に食べることができる給食を続けてもらえることを願っています。

○会長

ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の審議会は閉会となります。ありがとうございました。

以上